

森林整備保全事業における 公共測量の取扱いに関する特記仕様書

- 1 本業務において、基準点（電子基準点、三角点、水準点等）を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第5条第1号及び第2号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土地理院に確認すること。
- 2 前項による確認の結果、公共測量に該当する場合は、直ちにその旨を監督員に報告すること。
- 3 発注者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、必要に応じて契約変更を行うものとする。
- 4 公共測量に該当する場合、測量業務は、三重県の定める「三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（令和7年国土交通省告示第240号により一部改正）を準用）」により実施するものとする。